

令和6年度 第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

(令和6年9月12日作成)

1	開催日時		令和6年8月7日(水曜日) 14時00分から16時00分
2	開催場所		市役所本庁舎9階 第1会議室
3	出席者		
	(1)	委員	東本 愛香委員、高尾 正義委員、土佐 一仁委員、小山 毅委員、金子 雄介委員、小笠原 貴寛委員、橈原 経宏委員、武田 侑紀委員、佐々木 貴弘委員、戸松 篤司委員、磯部 晴子委員、平川 修委員、伊藤 一茂委員、石川 裕厚委員、白田 東吾委員、清水 博和委員、小出 正明委員、森岡 容子委員、山崎 馨子委員、工藤 智子委員、飯ヶ谷 徹平委員、村松 裕須圭委員、内海 進三郎委員
	(2)	事務局	福祉政策課長、課長補佐、係長、主任主事2名、主事
	(3)	その他	海野千葉刑務所福祉専門官、今井千葉地方検察庁総務部検事、渡邊千葉地方検察庁統括捜査官、船橋市福祉サービス部長
4	欠席者		川島 喜弘委員、友野 剛行委員
5	議題及び公開非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由		
	(1)	議題	1. 船橋市再犯防止推進計画について 2. ネットワーク会議について 3. その他
	(2)	公開・非公開の別	公開
	(3)	非公開の場合の理由	
6	傍聴者数 (全部を非公開で行う会議の場合を除く。)		1名
7	決定事項		議題について、すべて報告を受けた。
8	議事		別紙のとおり
9	資料・特記事項		資料 別紙のとおり 特記事項 なし
10	問い合わせ先		船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課 政策推進係 電話 047(436)2383 fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

令和6年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

福祉政策課 長補佐	ただいまより、令和6年度第1回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を務めております福祉政策課課長補佐の横田と申します。よろしくお願いいたします。 今回は第1回目の会議でございますので、会長・副会長の選任まで、会議の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、委員の欠席につきまして、千葉地方検察庁の川島委員、一般社団法人千葉県居住支援法人協議会の友野委員につきましては、委員就任のご承諾をいただいておりますが、本日は所用により、欠席の連絡がありましたことをご報告いたします。 それでは、まずはじめに、委嘱状の交付を行います。委員の皆様にも市長より委嘱状を交付いたします。皆様のお席まで市長が参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。
市長 福祉政策課 長補佐	(福祉政策課長補佐より順次呼名の上、市長より委嘱状交付) 東本 愛香 様、高尾 正義 様、土佐 一仁 様、 小山 毅 様、金子 雄介 様、小笠原 貴寛 様、 橿原 経宏 様、武田 侑紀 様、佐々木 貴弘 様、 伊藤 一茂 様、石川 裕厚 様、白田 東吾 様、 清水 博和 様、小出 正明 様、森岡 容子 様、 山崎 馨子 様、工藤 智子 様、飯ヶ谷 徹平 様、 村松 裕須圭 様、内海 進三郎 様、平川 修 様、 磯部 晴子 様、戸松 篤司 様
福祉政策課 長補佐	それでは改めまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。 千葉大学 東本 愛香 様 です。 千葉保護観察所 高尾 正義 様 です。 千葉県弁護士会京葉支部 土佐 一仁 様 です。 船橋警察署 小山 毅 様 です。 船橋東警察署 金子 雄介 様 です。 千葉刑務所 小笠原 貴寛 様 です。 八街少年院 橿原 経宏 様 です。 市原青年矯正センター 武田 侑紀 様 です。

福祉政策課 長補佐 市長	千葉少年鑑別所 佐々木 貴弘 様 です。 船橋市小学校長会 伊藤 一茂 様 です。 船橋市中学校長会 石川 裕厚 様 です。 船橋市保健と福祉の総合相談窓口さーくる 白田 東吾 様 です。 基幹相談支援センターふらっと船橋 清水 博和 様 です。 船橋市社会福祉協議会 小出 正明 様 です。 船橋市民生児童委員協議会 森岡 容子 様 です。 船橋公共職業安定所 山崎 馨子 様 です。 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会 工藤 智子 様 です。 一般社団法人千葉県精神保健福祉士協会 飯ヶ谷 徹平 様 です。 一般社団法人千葉県作業療法士会 村松 裕須圭 様 です。 船橋市自治会連合協議会 内海 進三郎 様 です。 船橋地区更生保護協力雇用主会 平川 修 様 です。 船橋市更生保護女性会 磯部 晴子 様 です。 船橋地区保護司会 戸松 篤司 様 です。 また、本日は委員の皆様のほか、千葉刑務所及び千葉地方検察庁より職員の方にお越しいただいておりますのでご紹介させていただきます。 千葉刑務所 海野 芳郎 様 です。 千葉地方検察庁 今井 志津 様 です。 千葉地方検察庁 渡邊 敏之 様 です。 それでは、市長の松戸徹よりご挨拶をさせていただきます。 皆さま、こんにちは。 連日暑い日が続いておりますが、そういった暑い中、また、大変ご多忙の中、第1回のこの再犯防止推進ネットワーク会議にご出席いただきましてありがとうございます。 ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたけれども、この会議の委員をお引き受けいただいたことも、重ねて感謝を申し上げます。 皆さま方には日頃から、再犯防止、また、更生保護など、様々な形で、しっかりとした社会をつくるためにご尽力をいただいておりますことを、この場を借りて改めて感謝申し上げます。本当にいつもありがとうございます。 船橋市は人口が、まもなく65万人になろうとしておりまして、人口規模としては島根県とほぼ同じ規模となっております。 非常に活気のある状況にはございますけれども、ただそういった中で、市民の皆さんが日常の生活をしっかり営んでいくことができるた
-----------------------------	---

	めには、やはり社会が健全な形で、安全で安心できる形になっていること、もう1つは何と言っても、自ら望まなくても足を踏み外してしまった人たちが、やはり元に戻っていけるような形というのを、みんながお互いに理解しながら支え合っていけるような、そういった社会を作っていくことが何よりも大事だと思っています。 今、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にあるということで、千葉県におけるデータも同じような形になっておりますけれども、ただやはりその中で、再犯者率が5割程度になっている、これは社会としてしっかりとした形でそういった方々を再犯の道にいかないようにしていくことが、大きなファクターになっていくと思いますし、船橋市としても令和6年度から令和8年度までの再犯防止推進計画を策定させていただきました。その際にはこの委員の中の皆様にもご協力をいただいた方もいらっしゃいますので、改めて感謝を申し上げます。 この計画の中では、再犯の大きなファクターになっている就職、そして住居の問題を含めまして6項目を定めさせていただいております。 このネットワーク会議そのものは、計画をしっかりと前に進めていくために、様々な分野の皆さんにご参加をいただいて、それぞれの立場から意見を言っていただく、そして私どもの計画を進めていくに当たって気を付けなければいけないこと、そしてお互いに協力できること、これは難しいなどといったことをお出しいただいて、これをしっかりと進めていくためのものでございます。 大変お忙しい中とは思いますが、社会をしっかりと前に進めていく、今非常に不安定な状況にある中で、だからこそ皆さま方のご協力が必要となりますので、改めてお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。 引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。
福祉政策課 長補佐	市長は、他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。
市長	(市長 退席)
福祉政策課 長補佐	それでは、続きまして、次に市の出席者を紹介いたします。 福祉サービス部長の 岩澤 早苗 でございます。
福祉サービス 部長	福祉サービス部長の岩澤でございます。 日頃から皆さま方には様々な分野でご協力をいただきまして、また本日はこのネットワーク会議の中で貴重なご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

福祉政策課 長補佐	福祉政策課長の 斎藤 伸也 でございます。 政策推進係長の 内田 でございます。 主任主事の 原田 でございます。 主任主事の 小又 でございます。 主事の 高柳 でございます。 最後に私、課長補佐の 横田 でございます。 以上でございます。よろしくお願いします。 続きまして、配付資料について確認をさせていただきます。 次第、席次表、委員名簿、船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱、資料1 船橋市再犯防止推進計画 概要版、資料2 船橋市再犯防止推進ネットワークについて、資料3 非行少年・再犯防止支援ガイドブック、資料4 参考データ、市原青年矯正センターリーフレット、市原青年矯正センター資料、千葉法務少年支援センター資料、「香取市HPより」資料、左上に「SNSに起因する事犯」と書かれた資料、船橋市再犯防止推進計画冊子 となっております。 不足している資料がございましたらお申し出ください。 次に、マイクの使用方法についてですが、スイッチを押していただきますと赤いランプが付き、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。 それでは、お手元の船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱をご覧ください。本会議は、船橋市再犯防止推進計画に基づく再犯の防止等に関する施策を推進するため、設置されたものでございます。 委員の人数は25名、任期は本日から2年間となっております。 続きまして「会長・副会長の選任について」です。 本会議の会長・副会長については、船橋市再犯防止推進ネットワーク会議設置要綱第3条第3項の規定により、委員の皆様の互選により定めることとされております。 つきましては、まず会長の選任を行い、そののち、副会長の選任に移らせていただきたいと思います。なお、議事進行上、副会長の選任まで、事務局にて進行を務めさせていただきます。 それでは、まず会長の選任についてですが、どなたかご意見・ご推薦ございましたらお願いいたします。
----------------------	---

高尾委員	千葉保護観察所の高尾でございます。 僭越ながらご意見申し上げます。 まず、委員の皆様、船橋市の再犯防止推進計画の策定委員会のことから関わられてきた方が多くおられるかと思いますが、ここまでの取組に改めて感謝申し上げます。 委員名簿を見渡しますと、刑事司法関係、更生保護関係、教育、保健福祉・医療など、再犯防止に関わる各分野から網羅的にご参画をいただいているというところで、その多くが公的機関の関係者ということになりますので、策定委員会と同じく、学識経験者の東本先生にこれまでのご経験を活かしてお務めいただくのが相当ではないかと思っておりますが、皆さまいかがでしょうか。
各委員	異議なし
福祉政策課長補佐	ありがとうございます。それでは異議なしとさせていただきます。東本委員に会長をお願いいたします。 引き続き、副会長の選任を行います。どなたかご意見・ご推薦ございましたらお願いいたします。
小出委員	社会福祉協議会の小出と申します。 副会長の推薦ということで発言させていただきます。 船橋市再犯防止推進計画策定委員会で副委員長を務められ、また、保護司としても長く活動されております戸松委員が適任と思いますので、推薦させていただきます。
福祉政策課長補佐	ただいま、小出委員から戸松委員が副会長に推薦されましたが、これにご異議ございますか。
各委員	異議なし
福祉政策課長補佐	それでは異議なしとさせていただきます。それでは、戸松委員に副会長をお願いいたします。 それでは、東本委員、戸松委員はそれぞれ会長席・副会長席へ移動をお願いいたします。 (東本委員・戸松委員は席を移動)
福祉政策課長補佐	それでは、会長、副会長よりそれぞれご挨拶をお願いいたします。東本会長、お願いいたします。

東本会長	千葉大学の東本でございます。 今回、会長を引き受けさせていただきます。 再犯、犯罪の予防というのは、どうしても社会の情勢と関連していて、私たちの生活の中で欠かせない大きな問題となっています。 私自身も、そういった観点について、特に人のメンタルヘルスの視点から臨床とか研究とか調査を進めております。 このネットワーク会議は、策定委員会のときからそうですけれども、多様な背景を持つ皆さまに参加していただいております。どうして多様な背景を持つ方々にお声掛けをしているかと考えたときに、おそろくどの時点でも再犯防止推進計画というものにタッチできるという意識を、まず、私たち委員が持ち、そして、それが社会の皆さんに広がっていくということなのかなと思います。その距離感はそれぞれであって、直接的、或いは間接的であっても、この計画に沿ったことを我々が皆関わっていくということは変わらないのかなと思います。 ですので、具体的な、出所者の再犯防止という視点だけではない、幅広い意味での再犯防止推進計画というものが、船橋市らしくですね、このネットワークから発信していくことができるということを考えながらやっていければと思っておりますので皆様のご協力とともに、議事を進めていきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
福祉政策課長補佐	ありがとうございます。続いて戸松副会長、ご挨拶をお願いいたします。
戸松副会長	再犯防止推進計画策定委員会より引き続いて、また副会長ということで拝命させていただきました。会長には引っ張っていただいております、私は少し口数が少なかったものですが、よろしくお願いいたします。 先般、私ども保護司に大きなニュースが入りまして、皆様にもご心配、また、関係者にはご不安を与えたのではないかと思います。 滋賀県大津市で起きました刺殺事件に関して、全国保護司4万7千くらいですかね、千葉県内では1千3百名くらいが保護司としておりまして、法務省押切保護局長よりメッセージをいただき、また、千葉保護観察所の田中所長からもあわせてメッセージをいただきまして、我々保護司に関しましても、全面的に安全確保をしていくということで、大きな声で言っていました。 そして、我々保護司も、対象者への関わり方は今後も変わらず、罪を憎んで人は憎まずという姿勢でやっていきたいと思っております。 なお、今回の事件の中に、自宅での往訪による面接を行ったという

	ところがありまして、全国886か所に更生保護サポートセンターが設置されておりますが、距離の問題とか、曜日の問題とかで面接できないケースがあります。 今回、千葉県知事、各市町村にメッセージを出しまして、更生保護サポートセンター以外におきましても、公共施設の利用についてお願いをしたいということで申し上げさせていただいております。今後、面接の段階で自宅以外に面接ができる場所を増やしていただきたいというところでお願いをしてあります。 そういう不安も我々保護司の中に多くありましたが、その不安を払しょくするような形で今後も続けていきたいと思っております。 我々が活動していく中で、当然再犯防止に関しまして強く意思を持っております。就労・就学などそういう面で何とか協力ができないかということでやってきております。 関係各所をお願いをしながら我々も務めていきたいと思っております。 今回のネットワーク会議につきましても何らかの形で我々も全面的に協力できるように頑張っていきたいと思います。 長くなりましたが、以上でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
福祉政策課 長補佐	ありがとうございます。それでは、以後の議事は東本会長に引き継がさせていただきます。東本会長、よろしくお願いいたします。
東本会長	かしこまりました。それでは、次第に沿って、議事を進行いたします。 皆さま、本日はこのネットワーク会議が設置されてから初めての会議ですが、16時くらいまでですね、議事の円滑な進行について、どうぞご協力をお願いいたします。 議事に先立ち、会議の公開及び傍聴について事務局から願います。
福祉政策課 長補佐	はい。会議の公開につきましてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了承のほどお願いいたします。 なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。 続きまして、傍聴についてです。本日の会議を公開することとし、

東本会長	傍聴者の定数を5名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。 なお、本日の傍聴者は1名です。これより、傍聴者が入室いたします。 (傍聴者 入室・着席) 傍聴者におかれましては事務局より配付されたかと思いますが、傍聴に際しての注意事項にご留意され、傍聴されますようお願いいたします。 会議については原則、公開となっておりますが、船橋市情報公開条例第7条に規定する不開示情報について協議する必要があるが生じた場合、同条例第26条により一時的に退席していただく場合がございます。ご了承ください。 それでは、議事に移らせていただきます。 議事(1)「船橋市再犯防止推進計画について」です。 事務局から説明をお願いいたします。
福祉政策課長	福祉政策課長の斎藤でございます。 お手元でございます A3の資料1「船橋市再犯防止推進計画 概要版」をご覧ください。 先ほど市長からもありましたように、船橋市では今年の3月に、この計画を策定いたしました。概要については昨年度関わっていただいた委員も多くいらっしゃいますが、改めて振り返りということで説明をさせていただきます。 昨年度策定当たって3回ほど会議を開催させていただきまして、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「船橋市再犯防止推進計画」を策定いたしました。 資料の番号と順番が前後いたしますが、まずはじめに資料の左下「2再犯の防止等を取り巻く状況」をご覧ください。 ここでは、上のグラフが千葉県における近年の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移、下のグラフが刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率を示しております。 上のグラフでは、刑法犯の認知件数が年々減少傾向にある一方で、下のグラフでは検挙者に占める再犯者の割合、再犯者率と言いますが、これが約5割ということで、犯罪者の2人に 1 人が再犯者であるという状況を示しております。

この資料においては千葉県におけるデータを示しておりますが、全国的にも同じデータ傾向となっており、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、国及び地方公共団体に対して再犯の防止等に関する施策に取り組む責務を明らかにしまして、船橋市においても「地方再犯防止推進計画」の策定という運びになっております。

資料の左上「1計画の概要」をご覧ください。

まず計画の趣旨です。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在しております。こうした人が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力して行うことが重要であり、その推進のため「船橋市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

計画の位置付けですが、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」となります。

計画の対象者ですが、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者としております。

資料の右上「3具体的な取組」をご覧ください。

計画に基づく具体的な取組について示しておりまして、1～6のとおりに「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「学校等と連携した修学支援の実施」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」「民間協力者の活動の促進」「地域による包摂を推進」ということで、6つの取組を記載しておりまして、これらは国から示された重要課題に対応させております。

また、1～5については計画策定時点で本市における既存サービスとして構えていたものを掲載しております。6に関して、本ネットワーク会議の設置というものを掲げまして、船橋市が令和5年4月から取り組んでおります重層的支援体制整備事業、こちらうまく活用しながら多機関が協働していくという体制を作っております。

最後に、資料の右下「4計画の推進体制」をご覧ください。

ネットワークの中で、多くの貴重な意見をいただきながら、犯罪をした人たちが二度と犯罪に戻らないよう、温かい社会を作っていきたいと考えております。

東本会長	説明は以上でございます。 ありがとうございました。 事務局から船橋市再犯防止推進計画について説明いただきましたが、何かご質問等はございますか。 多分あまりないかと思うんですけど。おそらく他の県とか市の計画もご覧になっている方もいるかと思います。そんなに他と比べて大きく違っているということはないんですけれども、細かい工夫は皆さんのご協力・ご意見のもと反映させているかと思います。小さなことですけれども、ページがどこにあるかわかりやすくなっていたりですか、あとはご協力いただいてコラム等々がちょうどいい塩梅で載っていたりなんかというところは少し異なっているところなのかなとは思っております。 私の方で「再犯防止推進計画 斬新」とか「新しい」とかいろいろ調べてみたんですけど、あまり他も計画書自体は変わりなくて、例えば少しタイトルの中に「支え合うプラン」とか副題が付いていて少し身近な感じになっているっていうところはありましたけれども内容自体はそんな差異はないと言ったところだったかと思います。 先ほどありましたように、既存のサービスだとかこういうものがありますよっていうところとじゃあ何が足りないってところ、どこを結んでいけばいいのかってところはこの次の段かと思います。ですので、再犯防止推進計画というのは旗上げとなる冊子ということで、ここからスタートしていくことになるかと思うんですけども、昨年度いらっしやらなかった委員の皆さま方で何かここは確認しておきたいとか質問がありましたお願いしたいと思いますが。 少し進めながらご意見をいただくという形でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
東本会長	では、引き続き、議事(2)「ネットワーク会議について」事務局から説明をお願いします。
福祉政策課長	資料2をご覧ください。 この会議については、先ほど申し上げましたとおり、船橋市再犯防止推進計画に基づく再犯の防止等に関する施策を推進するためネットワーク会議設置要綱に基づき7月1日付けにて設置させていただきました。 資料2の中段にございますが、ネットワーク会議について計画においては、『学識経験者や保護司会等の民間団体、保健医療・福祉の関係団体、地域住民・団体や行政機関等を構成員とする「船橋市再

	犯防止推進ネットワーク」を設置し、関係機関の結びつきを強めることで、犯罪をした者等が継続的に適切な支援を受けられる体制の構築』を進めることとしております。 具体的な内容といたしまして、お集まりいただいた委員の皆様の所属される団体の取り組みやイベントなどの情報交換や活動課題の共有を行うほか、再犯防止に係る現状の把握・共有を通して、犯罪をした人や非行少年の社会復帰に際しての支援を円滑に、また、継続的に行える体制やつながりを構築してまいりたいと考えております。 なお、計画の冊子の中には、昨年度、計画策定委員会にてご協力をいただいた団体様の活動などをお寄せいただき、寄稿文書を掲載させていただいておりますので、その辺りもご覧いただければと思います。 また、ネットワーク会議における当面の目標といたしまして、再犯防止に関する支援ガイドブックを作成することとしております。 お手元にお配りいたしました資料3東京都の「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」をご覧ください。 こちらはその一部を抜粋したのですが、表紙・目次とめくっていただいて「第2章 事例に基づく支援機関等の紹介」ということで、例えば「1つ目の事例：仕事についての相談（少年・若年者）」ということで、相談内容「非行歴があり、資格や経験がなくても就職できますか？」となっております。 この事例に対しての相談支援機関や支援のフローが可視化された形で掲載されたものでございます。 当市においても、こうした例を参考に、刑務所や少年院など矯正施設に届けることを念頭に、事例に応じた相談支援機関などを紹介するガイドブックの作成をしたいと考えております。 そこで、このネットワーク会議には、数多く、また、多方面から皆様にお越しいただいておりますので、実際に皆さまが活動される中で、事例やつながり先などを今後ご紹介いただき、いただいた情報をもとに事務局にてガイドブックのたたき台を作成させていただきたいと考えております。 今後、文書にて事例の照会をさせていただこうと考えておりますので、ご多忙のところとは存じますが、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。 会議も年2回ということで限りがございますので、必要に応じて次の会議前までに個別にご相談・ご確認をお願いさせていただくこともあろうかと思っておりますので、お時間の許す範囲でご協力をいただければと思います。 また、現行の計画期間が令和8年度までの3年間となっております
--	---

東本会長	ので、次期計画の検討につきましても、このネットワーク会議にて取り扱わせていただければと考えております。 委員の皆様におかれましては、このネットワーク会議の内容のほか、支援事例の照会など、所属される団体の中でご共有いただき、多くの関係者に取り組みを知っていただくとともに、多くのお知恵を拝借できればと思っております。 ネットワーク会議の説明については以上でございます。 ありがとうございました。ネットワーク会議について説明いただきましたが、ここまでで何かご質問等はございますか。 今日皆さま資料を初見かもしれませんが、資料3がここで目指すべき1つ目の着地点かと思っております。なぜかという計画そのものは本当に支援が必要な人に届くことはほとんどないと思うんです。それで、できればご本人も、ご本人を取り巻く私たちも一緒に見ればいいと思いますし、目の前にいるこの人のためにこういった事例があるんだよということで示せるようなチャートの作成っていうのを1つ目標にしたいなと思っております。 どこの文書にも「連携を図る」とありますけれども、その連携が目に見えないところがある中で、少なくともこういった事例でこういったことの可能性があるということを示して、更に、本人の属性に応じて、っていうところの中でそのチャートを増やしていく、むしろそうしたチャートをもとにして自分の資源を増やしていくことのイメージに使えるようなものになればいいと思っておりますので、是非、今事務局からご連絡いただいたように、ご自身が関わっているケースが思い浮かんだら、まとまった形じゃなくても構いませので、情報共有って形で出していただくと、「ここまではできたけどこの先がわからない」とか「この先は知ってるけどその前がわからない」とかっていうのをつなぎ合わせるためにこういった多くの方に集まっていたいているのだと思いますので、少なくともまずここではネットワークがつながるといいな、と思っております。 何かここまででありますでしょうか。
小出委員	社会福祉協議会の小出です。 今説明の中でガイドブックの話もありまして、これは是非、賛成というところで発言させていただきたいです。 うちの例を1つ、話をさせていただくんですけれども、たまたま今年度出所された方で船橋市の寮付きの職場に就くことができたっていうところなんですけど、給料日までの間のお金というところで、うちの貸付の方にいらっしゃいました。 つなぎ融資的な形で貸付をしたんですけれども、どうしてこの制度

東本会長	を知ったんですかと聞いたところ、たまたま仲間内でこういう制度があると紹介されたから来たんだというところで、逆に言うとそれを聞いてなければ制度があるってこと自体がわからなくなりますので、本当にこういったときはここに行けばなんとかなるんだっていうものと、そのガイドブックがそういった人のお手元に届くってことは非常に大事なことだと思いますので、ガイドブックの作成については是非協力させていただきたいと思います。よろしくお願いします。 ありがとうございます。 今のところ、すごく大事だと思っていて、その方はある意味ラッキーと言いますか、正しい情報がその人のもとに入ったからこうなりましたけど、おそらく施設内で、正しい情報ばかりが仲間内でやり取りされることはなくて、そのときに、口だけじゃなくて、目で見た情報を提供できる、たぶんイメージは施設に置いていただいて、必要があればコピーとかして本人にも渡すみたいなこともできると思うんですけど。そうすると、初任給までにお金どうしようとか言ってるうちに事件になってしまうとかっていうのを防げるかもしれない、そういったことの積み重ねだと思いますので、正確な情報が正確にその必要な人に届くっていうことのためにも、ご協力いただけるのはすごくいいのかなと思います。 成功例ってあまり中で聞くことがなくて、ゆがめられていたりとかって聞くことが多いので、今の話が中にも届くといいなと思います。ありがとうございます。
海野福祉専門官	千葉刑務所で福祉専門官をしております海野と申します。 ちょうどこのガイドブック、まさに私は現場で使っています。 東京の場合このガイドブックがありますので、実際に受刑者に見せながら、必要な部分をコピーしてお渡ししたりですとか、実際に中で受刑者たちが、ここの機関どうかなとかって、本人が受刑中に刑務所の中から電話したりするのは難しいので、代わりに私が電話したりして、っていうことは実際に行っています。 ただ、このガイドブックはない地域がほとんどであって、そういったところは私がネットで調べたりですとか、そうして資源をかき集めて本人に情報提供しているというのが現場の実情であって、ですのでもしこうしたものが船橋市でできたとなりますと当所に限らず、すべての刑務所ですごく有用なものになるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。
東本会長	ありがとうございます。 データがしっかりしたものではないので中々しっかりと出せないん

高尾委員	ですけれども、幾つかの施設で調査をさせていただいたときに、中で働いている方161人の方に調査をしたところ、役所関係と連携していると答えた方が48人いらっしゃったんですね、更生保護委員会とか保護観察所っていうのは100人くらいになっていて、帰るところとか帰住がわかっているとそこに直接連携するっていうことだと思います。協力雇用主が75人、居住支援法人が50人、社会福祉施設関係が63人、定着支援センターが56人、医療機関が32人、精神保健福祉センターが29人なので、例えば市役所とかにアプローチしたときにガイドブックが手元に入るですとか、違う市のものだったとしても入口ぐらいにはなるとか、あとは今ご紹介いただいたようにスタッフが見ることによってこういったことの可能性があるんだなっていうのを広げていくことにはなると思いますので、ほかに余り少ないってこと聞いて、船橋市チャンスかなと思っておりますので是非皆さんのお力をいただいて、是非手元に届くってということと、工夫して使っていただけるってということが分かった中で、また作成に意欲が湧くのかなと思います。 他に何かある委員はいらっしゃいますか。 皆さん、ケースとか、こんなケース関係ないかなって思うものであっても必ずヒントになると思いますので、是非出していただければいいかなと思います。 それではこのまま議事(3)「その他」に進みます。 本日はご出席いただいております委員の皆様から事前に報告事項として幾つかご提案をいただいておりますので、順次お話をいただければと思います。 まずは千葉保護観察所の高尾委員より近年の再犯防止に関わる状況についてお話しいただけるとのことですので、高尾委員お願いいたします。 それでは私の方から資料4の内容とですね、あとは推進計画そのものの内容についても少し話をさせていただければと思います。 先ほど船橋市の推進計画について東本会長の方から、それほど斬新と言える項目があるわけではないという話もございましたが、県内を見渡してみますとこれほど網羅的にしっかりとした計画を策定された市町村は見当たらないんですね。 都道府県単位で言っても千葉県は一番最後という形にはなったんですけれども、その後市町村の方でも着手されるという中で、政令指定都市である千葉市を除くと単独の推進計画を策定されたのは船橋市が最初ということになりますし、これだけしっかりと委員の体制を作って策定委員会をやって、また、このネットワーク会議につ
------	---

	いても公開してしっかり議論していくということで、すごく今後に期待が持てる体制であると思っていますところではあります。 また、これだけの推進計画を策定されたということで、県内の他の市町村の動きも引っ張っていく形になるかと思います。なかなかこれだけのことができる自治体は、それぞれの事情があるかとは思いますが、ないかと思うので、手をかけるのであればこれが理想というのは、船橋市が示していただけたと思っています。 私どもも順次訪問させていただいて、首長さんにもお会いして推進計画の策定をお願いしているところではありますけれども、それぞれご事情ありますので、福祉計画の中に包含させる形でということになるのが大半なんですけれども、それでも中身としては船橋市と同様くらいの項目は謳っていただきたいと思っていますところで、助言等させていただいております。 資料の方でございますが、この数日間で東本先生とご相談しながら作成したものでございます。 保護観察の実施状況を示すもので、推進計画の中ではご紹介していないようなものの一番新しい数字を示させていただきました。 先ほど戸松委員からもご紹介のありました、県内の保護司さんが現在1千3百くらいという中で、1つ目の参考データですが、保護観察の号種別の開始人員ということで、令和5年の既に公表されている数字です。 千葉の保護観察というのは、括弧書きの1, 133という、これが合計でございます。個別にみていきますと、1号～4号という号種別があるんですけれども、それぞれ保護観察処分少年、これが467名、少年院仮退院者が117名、刑事施設を仮釈放になった人が424名、最後に保護観察付きの執行猶予の方が125名ということで、千葉県で昨年中に保護観察が始まった人が1, 133名、保護司の数が若干上回っているという状況でございます。 ただ、ご案内のとおり保護司の確保というのは積年の課題ということで、中央でも将来にこの制度を引き継いでいくための検討会というのがまさに行われていて、先ほど戸松委員からも紹介のあった大津の事件というのはこの検討会の中間取りまとめが発表された直後に起きたという痛恨の出来事でございます。 幸いこの事件を契機に保護司をやめられたということは県内では今のところ聞いていないんですけれども、今後候補になり得るような方がもしかしたら家族から引き留められるとかいうことがないわけではないというところで、危惧しているところでございます。 そんな中で、従来は1人の保護観察対象者に対して1人の保護司さんを指名するというのが通常だったんですけれども、近年は1人の保護観察対象者に対して例えばベテランと新人というような形で複数
--	--

東本会長	を指名するというようなことも珍しくなくなってきております。 先般の事件を踏まえて県内の保護司さんに聞取りを進めたんですけども、やはり一対一で面接をする、公共の場所であっても一対一で面接をするというところに多く不安の声を聞いたところであります。 そうした中で、できるだけ原則複数の保護司さんを指名していくということを考えていきますと、やはりできるだけ保護観察事件数よりも多い保護司さんがいる方が良いのかなと考えているところです。 ということで、全国の24,236件に対して千葉県では1,133件と、だいたいここ数年は、全体の保護観察の件数が減る傾向があった中で昨年は少し増加したというところで、この数年は1,200件前後で推移をしてきた状況です。 全国と比べるとだいたい全国の事件数の4～5%が千葉県という状況で推移しているところですので、だいたい平年ベースとなります。 続きまして、これもあくまで参考というところですが、主な罪名・特性別の2年以内再入率というものをご紹介します。 再犯防止の取組が近年進められていく中で、国として数値目標を掲げて取り組んできた一番の大きな指標が、この刑事施設をある時に出所した人がまた2年以内に刑事施設に戻ってくるという2年以内再入率、こちらについて数値目標を掲げて取り組んできたという中で、ご覧いただいている資料は平成27年の出所者の全国のデータ、18.0%というのがございますが、令和3年では14.1%ということで、確実に成果を上げてきていることがわかっていただけるという風に思います。 この全出所受刑者についてのパーセンテージ以外に、主な罪名とか特性というところで、覚せい剤事犯、性犯罪、暴力事件等々についても数字を上げさせていただきました。 全国と千葉で数字を上げているんですけども、パーセンテージについては県単位では取ることができないので、全国だけ再入率が入っているという形になりますけれども、ご参考にしていただければと思います。 私からは以上です。 ありがとうございました。高尾委員より説明がありましたが、何かご質問等はございますか。 よろしいでしょうか。これからの話にもなるかと思うんですけど、どうしても数字を見ると再入率とか再犯率っていう風に切ってしまうことになるので、罪名ごとの数字になってしまいますけれども、こういうネットワークとかで再犯防止について考えるときは、罪名っていう
------	--

戸松副会長	ところよりかはもう少し本人の属性っていうところを丁寧に見ながら、情報収集・共有していかなければならないのかなと思っております。 逆にですね、今お話があったように、出所した方を受ける、もしくは保護観察の状況の中でサポートするという立場の中で、副会長の方から何かこの保護司さんとして自分の受ける担当の中から出てくる状況とか話題とか何かありましたらお話いただければと思うのですが。 船橋警察署もしくは船橋東警察署の方で毎年お話を聞いていると、事件発生率は2014年から減少気味で来たわけですが、ここ1～2年は多少増えてきたかなという印象を受けています。 そういった中で、ご質問へのお答えになるかわかりませんが、もしも、やってしまった犯罪の内容や、その人の個性というところで申し上げますと、特に再犯が多いのは、覚醒剤を始めとする薬物事犯と、窃盗、いわゆる万引きだと感じておりまして、同じ対象者を2度、3度担当するケースも中にはあります。 昔ですと暴走族が盛んに活動していましたが、今はかなり減ってきていて、その一方で、オレオレ詐欺などの特殊詐欺で保護観察になる人が増えてきています。 性格的な面では、荒っぽい人もいれば、おとなしい人もいて様々ですが、特に難しかった人では、何も話そうとせず、筆談にだけ応じるというようなこともありました。 こんな風に、それぞれの事件ごとにその中身もさまざまですから、保護司が新人の場合は、複数担当と言いまして、当分の間、経験豊富な保護司と一緒に対応するような形を取っております。 それから、再犯を繰り返している人の中には、住居や仕事がないことが問題になっていることが少なくないと思います。そういう対象者を担当した際には、お集まりいただいている関係機関の皆様とも連携して、住まいや就労の面を何とか支援していきたいと思っております。 以上でございます。
東本会長	ありがとうございます。 多分そういったお話も受けて、窃盗の数というのは平成27年と令和3年と比べてもあまり変わらなくて高いと言ったところかと思いますが、何回も同じ保護司さんになるというのは顔見知りになるというメリットもあるのかもしれませんが、それだけでは足りないところがあって、もしかしたら他機関との連携とか他の支援を考えないといけないのかもしれませんが、施設の中から外に出るまでに、どういった

武田委員	やり取りを外の方とうまく構築して出ていくかっていうことを考えていかなくてはならないっていうところもありますし、今お話しいただいたのは保護観察所が付いているっていうところなので、皆さん観察所などの機関が付いていたり出所後フォローしてくれる人がいるっていう、そうすると人との関わりの練習であったり課題が出てくることがある。ご存じのように満期で出てくるとそういったものが全くないっていうところとはまた視点も変えつつ、また共通のところも考えていかなければいけないと思うと、施設の中とかでは何ができるのか、何をして外につなぐことができれば力をつけて出すことができるのかっていうところも、外からアプローチする側からすると知りたいところかな、と思ったところではあります。 その流れでですね、次に、市原青年矯正センターの武田委員より、新しくできたセンターのご紹介をいただけるかと思いますので、武田委員お願いします。 ご紹介いただきました市原青年矯正センターの調査・支援担当をしております武田と申します。 当センターについて紹介させていただきます。皆様方のお話をうかがわせていただくと、今出所に向けて色々取り組んでますけれども、やはり出所していく先のネットワークと言いますか、支援体制が非常に大事なと改めて実感しています。 当センターを円滑に運営させていただく中でも、この会議でいただいた経験ですとかご意見等も反映させていければと思います。 それでは、当センターのパンフレット、紫色の資料1枚ですね、こちらで説明をさせていただきたいと思います。 先ほど東本会長からお話のありましたとおり、当センターは昨年度から開庁しました。 若年受刑者少年院転用型施設とありますが、もともとは昭和60年から市原刑務所の隣に市原学園という少年院がありました。それが、令和5年3月に廃庁いたしまして、その施設をそのまま使って少年刑務所が令和5年4月に立ち上がりました。開庁式が令和5年10月に執り行われまして、実際に受刑者が入所してきたのは今年の11月になります。なので、まだ受刑者が入所してから1年経っていない施設ということになります。 当センターの設置された背景ですが、法制審議会の諮問第103号答申で成人年齢を18歳に引き下げるという議論の中で一定程度少年院の矯正教育が認められたところでございます。その中で、若年受刑者に対しても特性に応じて処遇の充実を図る必要があるだろうということで答申がなされたところで、当センターの設置の背景となっております。
------	--

	その答申の中では、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、また、特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容して、処遇を行うこととされております。 そうした中で市原学園少年刑務所が設置されたというところでございます。 当センターの対象者については、概ね26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、発達障害を有しているもの、またはこれらに準ずるものが対象者として選定されております。 こうした若年受刑者、特に知的障害や発達障害を有している又はこれに準ずるものだけを対象とする刑務所については、他に全国にはなくて、当センターが初めてのものとなっております。 先ほど申し上げましたとおり少年院の知見というのが一定程度認められたところでございますので、少年院転用型の基本的な枠組みとしては、少年院を転用した刑事施設に収容しまして、少年院で実施されている少人数の寮単位での処遇を当センターでも実施するというところでございます。 昭和60年に市原学園が設立され、少年院で使っていた建物をそのまま使っております。また、少年院の知見を活用して、ここの受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を展開しています。 収容定員につきましては、72名となっております。職員は70名います。そのため職員がきめ細かに対応ができるような施設になっております。また、職員の中に刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官など、多職種の職員がおり高密度に連携が取れる形になっています。 カリキュラムについてですが、原則午前中は作業をしていて、午後は改善指導をしています。他の刑事施設であれば1日ずっと刑務作業をしているようなところでございますが、当センターについては刑務作業と改善指導を約一対一の割合で処遇をしていくこととなっております。これについては、令和7年の拘禁刑の導入に向けて先んじて実施しているようなところでございます。 特性に応じた矯正処遇というところでございますが、うちの改善指導については、もちろん犯罪に特化した薬物のプログラムであったり、そういった指導も実施しているのですが、それにプラスして、特に重視しているところというのが、障害特性パッケージと呼んでいる自分の特性を理解するための指導や、自分の障害の特性に応じた指導など、そうした自己理解を進めることを中心とした指導を実施しております。 先ほど話しましたとおり知的障害とか発達障害を有している人たち
--	--

東本会長	の自分の特性とか、ライフスキル・ビジネススキルといったものが乏しいものもおりますので、そういったことの指導も中心としております。 冒頭にも話したのですが、社会復帰支援についても福祉専門官がおりますので、その中で在所中から療育手帳とか、精神障害者保健福祉手帳の取得に向けても、一人一人に対して必要があれば手厚く調整等させていただいております。 また、出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援として、在所中に全受刑者全員に対して、保護観察官の方、保護司の方、それと仮に更生保護施設に帰住するという者がいれば更生保護施設の方を少なくとも1回呼び出して、顔の見える関係を作ってから出所させていくというような取組をしているところであります。 それに併せて、福祉的な支援が必要な者とかそれに準ずる者についても、やはり一定程度帰住先、就労先が見つければ OK ということではなくて、様々な課題を抱えている者がおりますので、帰住先の支援機関とか相談先というのをできるだけ当センターの中でつなぐ、そういうことをして出所につなげていくということも実施しております。 そのため、まだ当センター1年も経っていないようなところでございますので、ノウハウもまだまだできていないところもあります。このネットワーク会議の中で得られた知識とかそういったものも今後につなげていきたいと考えております。 先ほどガイドブックのお話もありましたけれども、当センターは若年受刑者を取り扱っていて、少年院のノウハウを使うというところでございますので、刑事施設ではありますが引受人の方とか引き受けてくださるご家族についても色々な働きかけをしております。 ガイドブックに関して、当センターに面会に来られたご家族の方に、そうしたものに取っていただけるようなものを設置したりですとか、そういったものでもガイドブックは有効なものだなと実感しているところでございます。 今後も色々とノウハウをいただきながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。 ありがとうございました。武田委員より説明がありましたが、何かご質問等はございますか。 この話をすると会議が終わらなくなってしまうのですが、「手厚い」とはいったい何なのだろうか、質なのか、量なのか、長さなのかというところもあると思うので、手厚さをどう考えていくのかってところも含めてですけれども、工藤委員ですとか村松委員ですとか、社会の
------	--

	中で受け止めている中でも、なかなか時間がかかるなどか、大変だ なっているところがあるような方とお会いすることもある中で、施設 の中でどの程度のところまで、変な話ですけども到達してくれて社 会に出していくつもりでいるのか、どういったアセスメントや選定をし てその人に必要な資源とか支援をどういう風に捉えているのかって いうところは、このネットワーク会議、会議は2回しかないですけれど も、このつながりをきっかけとして共有しなきゃいけないテーマかな と聞いていて思ったところではあります、おそらく委員が答えてく れると思いますが、何かご質問ぜひ。混んでると思いますけど、皆で 見学に行こうよとかでもいいんですね。 ちなみに、そういった特性に応じたパッケージの中で、表出する場 面って個々では難しくて、一対一とかだとできるけどグループとか社 会に近い場面では、ってところ。社会につなぐようやっつけていかなきゃ いけないと思うんですけども、グループワークとかは積極的に取り 入れていらっしゃるんですか。
武田委員	紫色の資料の右側になりますが、特性に応じた矯正処遇の改善指 導の部分については、全てグループワーク形式で実施しております。
東本会長	その辺りも、いわゆる医療機関とかでやっているような対話的な感 じのグループワークと、施設の中で教官もしくはスタッフと彼らがや るグループワークとが本当に一緒のイメージなのかってところ、そこ でできたことが報告書として上がってきてるのか、やってることの共 通言語が本当に共通の意味合いを持ってるのかっていうところも含 めて引継ぎをしていただくってところは、受け手からすると非常に重 要なのかなと思っております。 村松委員が市原青年矯正センターと関わられているという話を伺 ったのですが、何か関わられていることのお話を頂けたらと思うので すが。
村松委員	改めまして、作業療法士会の村松と申します。 市原青年矯正センターの設立に伴いまして、昨年度から千葉県作 業療法士会の中に司法作業療法特設委員会が発足されました。 私もその委員として携わっております。今現在委員が7名おりま してその委員の中でも私と他の作業療法士3名ほどが定期的に市 原青年矯正センターに伺って関わらせていただいております。 作業療法士によってどこの部分に関わるか役割が決まっておいま して、私はカリキュラムの中で言いますと、午後のコグトレに月1回携 わらせていただいております。 私以外の作業療法士は特に午前中の刑務作業、陶芸であつたりに

東本会長	関わっています。 先ほど会長がおっしゃったように「手厚い」って何だろうかとか、見方がなかなか難しいなど実感しているところであります。 作業療法士の大事にしたいところは、まさにスタートの部分で説明がありましたように就労に向けてってことだけではなく、日常生活が送れるのかどうかというところにも関わる必要があると感じています。手先のことでとか、コグトレについてもそもそもコグトレって何だろうかというところかと思いますが、コグトレは体操やプリント課題を繰り返し行う内容になっているのですが、やはりそれだけでは受刑者一人一人の様子は見切ることには難しいです。より生活動作はどうか、ゆくゆくは就労に向けて細かいことを順序立てて取り組むことができるのかとか、遂行機能的なところを見ていく必要性が出てくるのかなと感じています。 手厚い処遇とありますが、より作業療法士としてカリキュラムの中でってことだけではなく、生活全般を見ていくことができればいいのかなと感じております。 お答えになっているかという感じかもしれませんが、以上です。 ありがとうございます。 当たり前のことかもしれませんがすごく画期的なことで、非行とか犯罪に関して機能訓練ですとか本人の動きとか体とかってことも、精神とかではない部分でも機能の難しさとか、自分の上手いかなさみたいなのが結局イライラにつながってしまって、そのことで面接とかでも爆発につながってしまうことで就労が続かない、怠けているわけではなくて何がどうできないのかってことを見極めていくことで、そこで初めてどういった就労ができるのかとか、どういった作業体制で働くところにつなげていくのかとかってところがわかるので、やったことがある仕事だからまた上手くいくと思いますのでつなげますっていうような就労支援ではないようなことを含めても、支援をする側の見方が増えているっていうことは、1つ開かれているところだと感じます。 そう考えるとやはりアセスメントとかつなぐ中でのフォローアップってところは重要で、思ったことが思った期間に終わらなかったときに、できてるかできていないのかってことを見極めなきゃいけないと思っています。 そういった中で、鑑別所の中でも入口と、地域に向けた支援も始めているところかと思いますが、続けて千葉少年鑑別所の佐々木委員より、鑑別所の今の役割をご紹介いただけるということで、佐々木委員お願いします。
------	--

佐々木委員	はい、千葉少年鑑別所の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。 少年鑑別所はそもそも家庭裁判所から送致された少年を収容して鑑別するっていうのが元々の本来の業務ではあったんですけども、それ以外にっていうことで、今少年鑑別所法という法律に基づいて、地域における非行・犯罪の各般の問題について相談業務を行うようにということで本来業務として取り組んでおります。 非行・犯罪の各般の問題ってどんなことなんだろうかっていうことで色々ご質問を受けることもあるんですが、家庭内における金銭持出しとか、暴力とか、そういったところから始まって、先ほど少し話も出てたような矯正施設出所者の継続的なカウンセリング等々まで幅広く行っておりまして、特に非行防止、再犯防止のための心理的な支援っていうところになろうかとは思いますが、そこを行っております。 再犯防止のところで言えば、例えばですけども、刑務所の満期釈放者の方とか少年院仮退院者の方に対して、矯正施設の中で受けていた指導について、少年鑑別所は承知しておりますので、社会内で復習というか、振り返りというか、そこで考えたことを実生活でどうやって行こうかってことでご相談をお受けしていたりとか、あとは地域の福祉施設とかで色々なケア会議とか事例検討会とかを開催されるときに、お呼びいただいて色々意見をさせていただいたりってこともありますし、本人とかご家族の相談にも応じたりしておるところなんですけれども、やはり矯正施設に入っていたんだっていうところから、なかなか相談に行きづらいとか言いづらいみたいなこともあるので、少年鑑別所であればそこら辺の理解があるというか承知しているってところもあって、てことで来ましてっていう方もいらっしゃる場所ではあります。 少年鑑別所という名称ではあるんですけども、少年に限らず、先ほど言ったような矯正施設出所者、成人の方も含めて支援を行っております。 先ほどのガイドブックのところで言いますと、目次のところで、事例10子供の非行に悩む保護者からの相談ってところの下に東京法務少年支援センターってあると思うんですけど、この法務少年支援センターっていうのが、まさに少年鑑別所の別名と言いますか、地域で少年鑑別所です、って相談をお受けするときにぎょっとしてしまう、保護者の方などは特にそうですが、そういった方もいらっしゃるんで、地域の方のご相談をお受けするときは法務少年支援センターという、千葉の場合は千葉法務少年支援センターということで、非行・犯罪のご相談をお受けしていたりとか、色々なところへ行って研修と
-------	---

東本会長	か講演させていただいてっていう形の取組をしています。 矯正施設の中では、少年院とか刑務所と比べると知名度が低いと言いますか、何をやっているかよくわからないというようなことでよく言われることですので、この機会をお借りして紹介させていただきました。 私からは以上です。 ありがとうございます。おそらく再鑑別とかっていう機会があったりすると、地域に支援をつなげる中でもう一度鑑別所の先生方に施設に来ていただいてアセスメントとかどこにつなげていくとかどのくらいの期間の長さの支援が必要でそこに実際に鑑別所がどういう風に関わるのかっていうところにもご協力いただいているのかな、という風に私は想像しているのですが、多分連携を取られている八街少年院の橿原委員、何か鑑別所を交えたとか、地域支援の支援者を交えた会議っていうのは実情を是非ご報告いただければと思うのですけれども。
橿原委員	八街少年院の橿原と申します。よろしく願いいたします。 私は今年の3月までは有明高原寮で首席専門官をやっていたんですけれども、有明高原寮の在院者、全在院者に対しては送致元の鑑別所の方に行って地域でつながる方々、保護観察所、家庭裁判所、協力雇用主、保護者の方等々を集めた社会復帰支援会議というのを行っておりました。 千葉の方でも、地域の方に帰ってきて、例えば私が来たのは、船橋市ではないんですけれども、地域の方のひきこもりの子とか居場所のない子たちが集まるような、そういう施設の方にその子をつないで、その子は社会復帰するに当たって大学受験もしたいってことだったので、就学支援とかもしてもらおうところにつないだんですけれども、今までの矯正施設ではなかなか在院者本人が社会復帰支援に入って自分の言葉で話をしたり、実際に目に見える形で支援者から話を聞いたり質問したりとか、本人のことを本当に受け入れてくれる方々がまず理解してくれる、最大の理解者であるというところ、そしてその安心感を得ることで少年院を出院させるということをやったんですけれども、今までの少年院ではなかなかそれができなかったもので、有明高原寮という施設は開放的な処遇であり、少年をそういうところに連れていける施設だったので、まずはそのような取組を行いました。 私がいる間に28人出院したんですけれども、残念ながら再犯してしまったのは1名おります。ですが、まずそういう居場所、それから自分たちが活躍できるような出番のところに直接つなげていくという

東本会長	ころで、再犯率が確実に下がっていったという事実がありますので、これからも、そのときには鑑別所の方とも連携をして、先ほどあった地域援助業務でその子が出た後も継続的に面接をやってもらうとか、そういう形にもつなげていったんですけれども、より多くの支援者がいるということで、私は少年院しか経験がないですけれども、非行少年たちが確実に立ち直っていく社会っていうのがありますので、今後そういう仕組みをもっと作っていければという風に思っております。 私からは以上でございます。 ありがとうございます。特徴的なのは、さらりとおっしゃられましたけど、連れて出ていっているんですね、これはあまりなくて、今までこういった支援が上手くいかないのって外から来ていただかなければいけないっていうのがあって、施設のハードルが高かったり、今はそんなことないのかもしれませんが、あとはお金が高かったりとかっていうところもあって、今のお話の中で、彼らを連れて外に出ていって外で会議が開かれるっていう中ではおそらく参加者も増えていくのではないかと思いますし、そこには地域の資源が必要だと思いますし、まあそういった意味では先ほど言った保護司さんもそうですけれども、場を提供していただくみたいなのもすごく重要なのかなという風に思います。 そういったことを考えると、私の方でちょっとおこがましいのですがおまけの資料としてつけさせていただいた香取市のホームページとかで地域の人たちが再犯防止推進に関してどういう風に思っているのかっている意見とかを考えると、実は出てきているのかもしれない出所者・出院者たちに対してどういう思いをしているのかってことを考えると、やはり関わる人は、私たちは信じていたとか私たちはサポーターとしての気持ちを持っているかもしれないですけど、そうではないっていう人がいることも考えつつも、私たちがどういう風に動くかってことは、やはり両方、両輪で動いていかなければいけないところなのかなとは思っています。 出向いていくっていうようなことが実際に行われているっていうところは皆さんに共有したいと思ったところです。 少し支援状況について、具体的にフォローしていただいている方にもお話を聞いてみたいと思うんですけれども、ネットワーク会議のすごく大事なところは、先ほどご説明があったように、公的機関ではない、フォーマルなところから NPO ですとかインフォーマルなところとかそういう場の情報が取りにくいっていうところがありますので、是非社会内にいらっしゃるネットワーク会議の委員の皆さまには
-------------	--

情報を中に届けるっていうような役割をしていただけるといいかなと思っています。

障害の有無とか手帳とか明確であるとか関わるところがある、でも明確であっても関われないところもある。手帳がなかったりすると本当にどこも関わるところがないっていう、そういう人たちが、どういった問題を自分が抱えているのかってならないままに、また再犯をしてしまうっていうところもあるかもしれないので、是非、こういった場があるようだよってことの提供も、何かネットワーク会議でシェアできるような連絡とか何か情報共有のツールも作っていいのかなとは思っておりますので、そういったときに共有していただくですとか、先ほど言ったように冊子の中に加えていくとかっていうのは将来的な展望かなっていう風には思っております。

鑑別所の中で面接をしているっていうところの中では、少年の事案もあると思うんですけど、先ほどの保護観察所のデータとかでもあるように、実は社会情勢とか世の中の状況によって子供たちや事件の対応っていうのもすごく変わってきておりまして、できれば幅広い教育現場に関わられている委員もいらっしゃるので、未然に防ぐとか、実はこれはもう加害なのに加害だと思っていなくて継続して、結果少年院にくる、或いは、事案が大きくなって初めて、少年院とかは多いと思いますが、非行があって初めてご家族とかがその子の障害を知るということがあるという中では、手前のことに関しましてもできればネットワークを経た提言していければと思っているところではあります。

そうなってくると付けさせていただいた資料、今まさに夏休みとかは注意しないといけないんですけども、お子さんたちの SNS とか自撮りからくる事件が非常に多くなっていて、ご説明にあったように教育現場に鑑別所が講演とか研修に行くっていう中で、私の中では性教育、性加害とか性被害に関する教育っていうところも今後盛り込んでいくっていう風にしていく必要があるのかなと思います。

私が経験した中でも、自分の自撮りの写真を LINE グループに自ら流してしまうなんていう行為があったりですとか、逆もありますよね、流されて行ってしまうっていう、もちろんネットリテラシーのことっていうのは学校教育でもやられていると思うんですけども、ちょっともしわかれれば参考までに、学校教育の中で非行・犯罪っていうとどうしても薬物に関してとかの講演とか研修っていうのは強化されている流れがあると思うんですけども、性加害とか性被害、性教育に関してどういった取組を、船橋市の教育の段ではされているのかっていうのは委員の伊藤委員、石川委員から情報を提供いただければと思うのですけれども、今学校内で起こっている、いじめの延長であるような性加害もあると思うのですけれども、結構な積み重

石川委員	ねがあってここに届くっていうお子さんたちもいるのかなっていう風に思うんですけど、学内ってどんなご指導をされているんでしょうか。突然で申し訳ありません。 中学校長会の石川です。どうぞよろしくお願いいたします。 今のご質問について、学校によって取組は違うんですが、本校では SNS、薬物乱用など、3つのテーマがあって各学年で1つずつ受講し、卒業までに3つを終えるというような形でやっております。 特に SNS については、今日もニュースで出ていましたけれども、出会ってすぐに行為をするっていうそういうことが10年前と比べてすごく上がっていると。これはいったい何なのかっていう記事だったんですけども、どうやら SNS 上でもう付き合っている、で、写真を見せ合って、動画を見せ合って、初めて会うんだけどもそれまでにたくさんの交友があるっていうことで、実際に会って、初めて会うのに、そういうような経緯で被害にあってしまうっていうようなことがとても増えているってことを聞いて、まさに船橋でも今年度ですね、SNS を通じてそういうようなことがあるっていうことを何校かやっていると聞いておりまして、夏休み前には本校も専門の方を呼んで、県警のサイバーセンターの方を呼んだり、京葉地区センターの方を呼んだり、NTT のそういう専門の先生を呼んだりして話を生徒に聞いてもらうというような機会を設けています。
東本会長	ありがとうございます。 多分被害者にならないってことと、自分が巻き込まれないようにっていう教育は非常に重要だと思うんですけど、知らないうちに自分が加害者になってしまっているっていうことも、考えていかなければいけないこともあるんだろうなって、自分の撮影したものを流すってことも、自分がしてるんですけど、それでも捕まるので、そういったところの積み重ねが、先ほど言った逆の成功体験になって、結果、事件になってっていう、私からするとそれは事件化はされていないですけども、1つの再非行というか、再問題行為だと思うのでちょっとまた、ネットワーク会議の方をお呼びいただくとか、そういった方々と一緒に意見交換をすることかかっていうことも必要なのかなって思っております。 他に何かこの件でご意見とかご質問はありますでしょうか。 あの、そこそこ我々大人なのであれですけど、かなりのことになっていると想像しないと、今の非行・犯罪に私たち自身も付いていけないっていうところがある、理解していかないと本当の意味での再犯防止推進とか今の時代に必要なサポートってところから離れていってしまうのかなって思いますし、逆に支援の仕方としても LINE とか

清水委員	っていうのも増えてきているっていうのもありますし、そういったところを適度な危機感と言いますか、それを持って支援を行っていくのかっていうのも非常に重要なテーマかなと思っております。 後ほど資料をご覧ください、若年の状況がこうなっているんだなっていうことをお分かりいただけたらと思います。 実際に目標というのが、この資料3のガイドブックとかフローチャートっていうところになっていきますので、今日是非、前年度の委員会でも色々と事例をご報告いただいた支援事例について、何か少し例があればと思ひまして、ふらっと船橋の清水委員、何か今までのご経験の中で支援のプロセスとか何かご経験があればお話しいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。 お世話になります。ふらっと船橋の清水です。 私ども基本的には障害のある方の支援というところで、話を聞いていただければいいかなと思ひまして、こういった方々をお受けするようになってからもう12年くらい経つんですけど、トータルだいたい70名くらいの方に関わらせていただいている中で、このネットワーク会議の事例として相応しいものかはわかりませんが、1人もう長く、9年くらい支援をさせていただいている方がいまして、昨日も通院同行とか一緒にしてきているんですけども、55歳から関わってまして今64歳の男性です。手帳はありません。 診断名は複雑性のPTSDと、被虐待性症候群と出ています。 この方は9回ほど刑務所にお世話になっている方で、なぜこの方は9回も向こうに行かなければいけなかったのかなというところで、そもそもは国選弁護士から依頼があつて平成27年からのお付き合いになるんですけども、幼少期に両親から受けた虐待とかそういうことのトラウマとかがあつて、全く他人を信用しない、他人と関わりたくない、他人と目が合えば自分を守るために先手必勝、こういう方なんです。父親は母親にもDVをして、母親がこの方を捨てて家を出ていってしまった。で、何とか我慢して中学校まで出たんですけど、中学校卒業後、客引き商売をして、頑張ってたんですけど、あるきっかけで歌舞伎町の方が儲かるってことでこちらの方に来たんです。で、そういう方なんでこちらに来る前も、何回も警察にお世話になって、その間にも刑務所に入ってたことを繰り返して、基本的には暴行・傷害、結構相手がダメになるまでやってたそうです。 私が会ったときには、もう向こうには行きたくないと言っていて、9年くらい関わっている中で大きな波が4回くらいありました。 出てきて間もない頃、私も拘留されている間に2回面会に行つて、服役している間に3回とか、手紙とかで足繁く通わないと関係ができないだろうなと思ひて、弁護士の方にお付き合いいただきながら通つ
------	--

たんですけれど、母親に捨てられているので、恨みがあって出てくるたびに要するに金の無心、母親は別の家庭があって別の人と過ごしているのでその人に知られたくないと言ったところからお金を出していたんですけれど、今回限りでやめてくれって言って何とかってことで、ただおっしゃるとおり住むところが、出てきてお金がないので、ないんですよ。最初の敷金だけは何とかお母さんに会いに行って、派出所の横のアパートに本人を転居させて、っていう風にスタートしたんです。そこから3か月くらいは、週に1回、2回くらいは本人のところに会いに行って、何かあっても困るので、本人にも何かあったら隣の派出所に行つてねと言ったんですけれども、あるときその人が懇意にしていたドクターのセミナー、自分の啓発セミナーみたいなのを紹介してくれて、1回9千円かかるんですけれど、本人は生活保護で、お金がなくて、母親に9千円貸してくれるよう連絡してと私に言ったんです。私からはもう母親は一切支援してくれないと、問答を20分くらいしてたんですけれど、本人の特性上あまり長く話しているとまずいかなと思ったんです、で、案の定、ガツと来られたんです。でもそれでも抑えたのは本人のもう戻りたくないという気持ちだったのかなとは思っています。様子を見ていたら2日後に自分から謝罪に来たんです。それが1つ目の出てきて最初の大きな出来事で、その他にも色々あったんです。

そんな中で、どうしても他人と関わるのが嫌いで、当然思いますよ、地域でどうやってこの人の支援を作ろうかって、思うんですけれど、そもそもこの後にあった事件で、電車の中で前に座っている人と目が合って、ムッて思ったけど自分から目を逸らしたことはよかったんです、それでも目が合っているってことで、次の駅で降りろとなっちゃって、駅で乱闘して、そのあと線路から逃げていっちゃった。それで電話がかかってきて、多分捕まるから警察に連絡して一緒に行ってくれと言うので最寄りの交番まで来ていただいてっていうことをしたりとかで色々、いい年齢なんですけど、血気盛んで、そういったことに絶えず向き合ってきて、3年前に直腸がんが発覚したんです。それが発覚して本人は思い悩んで飛び降りようとして、朝早くうちの事務所まで歩いてきて、遺書、御礼状みたいなものを置いて、電話も持ってなかったんで探す当てもなかったんですけれど、そしたらホテルの窓が思ったよりも開かないってことで飛び降りられないってことで、そしたら直腸がんの血便がすごくて緊急搬送で医療センターに運ばれた。そしたら医療センターから電話があって私が行ってっていう形で。やはり誰にも何も相談ができないっていうか、受診したのも私が6時間くらい待って受診させて、この方が言いたいかって、基本的に本人が関わりを望まない、医療と生活保護となにか相談できる人がいれば自分の生活を組み立てていける、で、僅かな貯えを

東本会長	自分の中で毎月しながら1円パチンコに行ってとか、要するに本人の思い、どこで誰とどう暮らしたいかって言ったときに選べない、でもどう暮らしたいかを支えられるかってことでずっと関わってきているんですけど、今回直腸がんが再発しちゃったってことでやはりまた自殺企図が出たんです。出たんですけど、ドクターのこととか私らのこととかを思い出して、踏みとどまったんです。だからどうだってわけでもないんですけど、じゃあここに今日集まってくれている方が関わっていたらどうなんだろうってことは、絶えず考えます。考えて福祉サービスに乗せようとしても誰彼構わずちょっと言われるとすぐキレちゃう。病気になってからは随分我慢とか自分をコントロールできるようになったんですけど、それまでは本当にそういう方で、結局自分は病気。障害じゃない、結局障害受容ができていない人に、障害の福祉サービスを提供しても拒むだけで、提供するこちら側を切ってくるんですね、じゃあどう暮らしたいかってことで最低限、最小限の人間が関わってでもいいのかな、って、こんな事例でよかったのかわかりませんが、ただ他にも連携して地域で暮らしているような方もいらっしゃいます。私に関わった方でもやはり3名ほど向こうに戻ってしまった方もいらっしゃいます。寄り添うっていうのは本人たちにとって、本人にも聞いたんです、どういう風な関わりがいいのかって。本人が言ったのは結局今まで色々と言ってきた人は他人事なんだ、自分のことと思わないんだ、と。私も多分他人事だよって言いますけど、ただそれでも関係を作るのに、うちはお金とかそういう支援はしないので、何かあったらすぐ行くよっていう、帰ってくる前から、帰ってきたら船橋ならまず、一人じゃないよっていうことはお伝えして、一人じゃないよをどうやって続けていくかってことが、自分たち側の、それが他人事でも他人事にしないってことを全ての人にお伝えしながら関わってはいます。 このような感じです。 ありがとうございます。 先ほどの手厚いっていう話になるのかもしれませんが、質なのか、量なのか、長さなのかっていうところもあるのかななんて聞きながら思っていました。 いっぱい関わればいいっていうことでもないでしょうし、少なくとも、また再犯してもその期間その中でどういったつながりを持って戻っていくのかってところ、やはり作るのは地域だと思いますし、それが少しでも長くなれば増えていって、そういったことも考えながら、多分テーマだと思うんですけど、再犯防止推進計画を考えているのは我々で、本人たちが望んでいるのかってことは別にして話は進んでいるんですけど、そういったことも意識しながら、皆が皆助け
-------------	--

白田委員	を求めているって思って何かしてあげようって感覚で行くと上手いかなと思うので、望まないには望まない理由があると思うので、そういったことも含めながらどこかにそういうところがあるので、これもあるよ、あれもあるよって仕事を勧めてもダメなときっていうのは、ダメなときかもしれないし、私の個人的な研究の中でいうと、家と職業は大事なんですけど、家と職業があってもダメなときはダメっていうことがあって、それがどういうつながりのもとでそこに至っているのかって、そしてふらっと出ていってしまうってことがあるっていうことは皆さんご経験されたことだと思うんですけど。 多分ふらっと出ていってしまって、行くところがなくなってしまったっていうことで相談を受けることも多いかと思うんですけど、例えば精神の関係がなかったとしても多様な相談を受ける窓口になっているという風に私は理解しているんですが、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の白田委員は何かそういったところで、それこそふらっとやってきてしまうなんていうことが多いような気がするんですけど、何かご経験で一言お願いできればと思うのですが。 さーくるの白田と申します。 今の清水さんの話、つながり続けるとか支え続けるってすごく大変なんですよ。それを今身につまされて聞いていたんですけども、私が関わった話で言いますと、どちらかというと入口支援の部分で関わった話を共有したいと思っておりまして、それは国選弁護人から更生支援計画を立ててほしいという依頼が去年の夏に入ったんです。 知的障害っぽくて窃盗も何回も繰り返してっていう方で、とあるところに拘留されている50代後半の女性だったんですけども、でその人を何とか、おそらく執行猶予中だったから実刑になってしまうんだけど、でも何とかならないかなっていう依頼があったものです。 実際一旦は拘留された後、釈放というのか適切な言葉はわからないんですけども、されましてその間更生支援計画の作成のために医療機関に同行して、IQ54っていう風に出たんです。窃盗を繰り返しているってことで窃盗症疑いっていう風にドクターは言っていて、ただ専門機関じゃないから確定はできないって形で、で、何とか限られた時間だったんですけど更生支援計画を作り、公判を迎えて、多少は刑は短くなったんですけどもやはり実刑が出て今は手紙でやり取りを続けているっていう方です。 課題としては、1つは先ほどもお話ありましたが、50代後半っていうこともあるんですけど、刑務所にいる中で果たして療育手帳を取れるだろうかってことを今保護観察所の方を通して相談をし
------	--

東本会長	ています。お母さんがいるんですけれども90代の方でなかなかそれを証言できる第三者っていうのが厳しそうな中で手帳を取るっていうことのハードルの高さが1つ。 それともう1つは、窃盗症の専門医療機関が千葉県にはなかったと言いますか非常に少なかったということが今回身に染みて感じていて、更生支援計画を立てるときに本来であれば身近な通院医療機関を示したかったんですけれど、いろんなところに聞いたんですけどやはり都内しか、このクレプトマニアの専門機関がなくて、先ほど保護観察所からもあったと思うんですけれどやはり窃盗症の再犯ってこれだけ多いんだけれどもじゃあ出てきたときに専門的にかかれる病院となるとこれだけ少ないっていうことがあったり、あと先ほど知的障害の取組ってということでご紹介ありましたけど、知的障害の方たちがグループで立ち回れるよう取り組んでいくことの効果とか、そこらへんもすごい期待と課題みたいなものは個人的には感じているところです。刑務所の中にいる中でどれだけの支援が届くのかってことと、出た後に、まあ覚せい剤の医療機関もすごく限られているんですけれど、千葉の中でも。なのでそういった再犯を防ぐための、医療だけではないんですけれども、清水さんみたいな継続的な関わり、信頼できる人っていうのがもちろん柱としては大事だと思うんですけれど、一方でその支えだけではなかなか手が届かないので、そういった専門機関と、もう少しネットワークとしてつながっていけると支援はもう少し届くのかなとは思っています。 以上です。 ありがとうございます。 何か質問とかがあればメールとかでいただければいいんですけれども、たぶん、私は司法精神医学会に属しているんですけれど、窃盗症っていうものの自体が他の病気と違って、病気です、だから直しますっていうものではなくて、しっかりと窃盗が繰り返される背景とかを見ていかなくはいけない、私たちが使うDSMっていう診断基準があるんですけれども、その中にも裁判とかで窃盗症だからっていうことで量刑を争うようなことには使わないようにって、治療的な介入のきっかけとして使ってくださいと、そういうことに注意しながら使いましょうという前提となっている中で、窃盗症であること、病気＝通院みたいなことだけが先行しちゃっている、病気だからしょうがないみたいなことになってしまうよりはアセスメントの中でその他の疾患であったりですとか、その他医療機関、窃盗症でかからなくてもいいって言ったら変かもしれないですけど、そういうような本人の特性とか、メンタルヘルスの問題になってくるのでクリニックであったりとか協力していただけたところが増えていくといいのかなと思
-------------	---

	います。そうなってくると再犯防止推進計画もそうですけれども、罪名に特化しないようなフローチャート、こんな状況でこんな複合的な課題があつて後で今診断が付くこともあつてみたいイメージもガイドブックの作成の中ではイメージしてもらえるといいのかなと思います。どうしても最初の段階だと障害があるところのルートとか、障害がないところのルートっていうような2つの岐路になってしまっているのももう少しいろんなことがあるんだなって想像しながらネットワーク会議の中で進めていけばいいと思います。 すみません、全員にお話をお伺いしたいところだったんですけども、何かどうしても質問したい、これをお話したいという方はいらっしゃいますでしょうか。
工藤委員	工藤と申します。よろしくお願いいたします。 船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会の方から来たんですけども、職場としては船橋北病院で相談員をやっております。 当院はアルコールとギャンブルの拠点病院として患者様の相談とか受けているんですけども、ちょっと質問で、計画の方で、薬物依存を有する方への支援でありまして、先ほどもお話にありましたように船橋市、千葉県内薬物依存症の方に対しての自助グループであつたり回復施設であつたり医療機関がそもそも少ないっていうところで、ガイドブックを作るときにはもうちょっと広く、依存症の方とか、っていう風にするとか検討するのはいかがでしょうか。
東本委員	わかりやすくというか、自助グループ的な、千葉はそんなにないのであれですけども、刑事施設から出てくる中で一番最初に上がるのはやはり薬物依存っていうところの中で、多分計画のこもたたき台みたいなものがあつてそのままなつていたと思うんですけど、多分今後依存症関連のところとか依存症に伴う心理的なケアのところについてっていうのは大切だと思いますし、それ単体で訪れる方っていうのはもしかしたら少ないかもしれないので、例えばそのことがあつても受けられるところとか関わるところとかそういうのがありますっていう理解で進めていく可能性はあるかと思います。なので、生活上の問題の中で、依存、例えばこれとこれがあるところで、とかつていうところはあると思うので、できれば先ほど言ったように、何々っていう特定のなものにはならないもののイメージがいいのかなとは思いますが。先ほど言った暴力関係の人にはやはりアルコール依存があつたりとか過去のことを見てみると薬物依存があつたりとか、今じゃなくてもその後遺症としてメンタルがつていうこともあつたりして、そうすると身体合併があつたりとかつていうところもあるので、少し、複合的なことつていうのは示していく必要はあると思いますが、多分

	計画としてはこのままいってしまうと思います。ガイドブックの中で色々なご意見を反映していくことは可能かなと私は理解しているんですが、事務局はいかがでしょうか。
福祉政策課長	そのとおりでございます。
東本会長	前年度の会議でも言ったんですけれど、議事録に残すってということがとても大事なことだと思いますので、発言いただいたり疑問があったら議事録に載って、見返してみたらこういった意見があったから、これもう1回再考しようよってというのは、ご発言いただいて、議事録に是非残していただくと、例えばそれを市議の方とか、後でご覧になる方がこれってどうなっているんですかっていうようになっていくと思うので是非ご意見を参考にしたいと思っております。
工藤委員	ありがとうございます。
東本会長	では、本日の議題はすべて終了いたしました。全体を通して何かご質問等はございますか。
村松委員	確認ですが、先ほど会長の方から情報共有ができるようなツールですとかそういった話があったかと思いますが、今後そういったものはメールか何かで検討するという理解でよろしかったでしょうか。
東本会長	市の方がメーリングリストとかがもしかしたら難しいかもしれないとかそういうこともあるようでして、別のやり方を考えています。ネットワークの皆様とつながる、例えば何かこういう勉強会があるんだけどどうですかとか、行きたいですとかっていうやり取りとかも少なくともまずこの中で情報共有できるようなことってというのは進めたいなって思っておりますので、そのご提案にもご協力いただければと思っております。その辺は事務局のご協力のもと、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の審議を終了いたしますが、最後に事務局から、連絡事項等があればお願いします。
福祉政策課長	長時間にわたりご議論ありがとうございました。 連絡事項として4点ございます。 1点目、事例照会の回答のお願いということで先ほど説明いたしました内容と重なりますが、今後、ガイドブックの作成に向けて皆様

東本会長	の支援事例の照会を行わせていただきたいと思いますと考えております。 皆様におかれましてはお忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。 2点目、会議録の確認について、本日の会議の会議録につきましては、事務局にて作成したのち委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。 改めて文書にてお知らせいたしますので、こちらにつきましてもどうぞよろしくお願いいたします。 3点目として、本日配付いたしました資料はお持ち帰りいただいて構いません。昨年度の策定委員会等で重複していない資料につきましては、机の上に残しておいていただければと存じます。 4点目として、次回の会議の開催についてですが、年明け1月～2月頃の開催を予定しております。日程等については改めてお知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 連絡事項は以上です。 ありがとうございました。 それまでの間に皆様に事務局が、若しくは私が相談に伺うかもしれませんので、そのときはご協力よろしくお願いいたします。 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。 皆様、長時間、本日はありがとうございました。
------	---